

議 長 日程第13、議案第22号「令和8年度松田町下水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号「令和8年度松田町下水道事業会計予算」。

(総則)。第1条、令和8年度松田町下水道事業会計予算を次に定めるところによる。

(業務の予定量)。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 接続件数、9,518戸。

(2) 年間有収水量、95万3,600立米。

(3) 1日平均有収水量、2,612立米。

(4) 主要な建設改良事業、庶子1号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事484万円、庶子1号マンホールポンプ2号ポンプ更新工事484万円。

(収益的収入及び支出)。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町一般会計から長期借入金3,000万円を借り入れる。

収入。第1款下水道事業収益2億2,829万9,000円、第2項営業収益1億1,747万1,000円、第2項営業外収益1億1,082万7,000円、第3項特別収益1,000円。

支出。第2款下水道事業費用2億8,770万9,000円、第1項営業費用2億6,949万9,000円、第2項営業外費用1,612万9,000円、第3項特別損失108万1,000円、第4項予備費100万円。

(資本的収入及び支出)。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,805万円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入。第3款資本的収入5,067万3,000円、第1項企業債3,390万円、第2項負担金10万円、第3項他会計補助金1,667万3,000円。

支出。第4款資本的支出1億1,872万3,000円、第1項建設改良費2,477万

3,000円、第2項企業債償還金9,395万円。

1枚おめくりいただいて、(企業債)。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、下水道事業。限度額、3,390万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)償還の方法、政府のほか金融機関の資金について、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限の短縮もしくは繰上償還または低利で借り換えることができる。

(一時借入金)。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。第7条、次に掲げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、824万3,000円

(他会計からの補助金)。第8条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は6,350万円である。

令和8年3月3日提出、松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。378ページをお願いします。

第5条、企業債につきましては、庶子1号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金に充てるものや、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や特別措置分などの準建設改良債でございます。

少し飛びまして、392・393ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入でございます。

款1 下水道事業収益、項1 営業収益、目1 下水道使用料につきましては、受益者負担の原則にのっとり、公共下水道に接続されている皆様よりお支払いいただいた下水道使用料を集計したものでございます。令和7年度の実績により、前年度対比283万1,000円の増としております。

項2 営業外収益、目3 他会計負担金につきましては、国の示す地方公営企業繰出金基準を踏まえた上で、交付税措置される元利償還金の所定額に相当する額を一般会計から繰り入れるものでございます。令和8年度分からは基準内繰入れの算定を明確化しまして、収益勘定繰入れと資本勘定繰入れに分類し計上するよう見直しをしております。

目6 長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

394・395ページをお願いします。支出でございます。公共下水道事業の維持に係る費用や日常的な業務委託でございます。

款2 下水道事業費、項1 営業費用、目1 管渠費につきましては、施設管理料に係る委託料では下水道流量計やマンホールポンプの保守点検、清掃に係るものでございます。このほか、令和8年度は下水道事業経営戦略の更新を見込んでございます。こちらは、営業運転資金の不足を一般会計から借り入れている現状を踏まえまして、適正な使用料設定等を検証することなども含めた見直しを目的とするものでございます。

目2 総係費につきましては、職員給料など一般事務関係の費用でございます。

節16 委託料にある下水道使用料徴収事務委託料につきましては、下水道使用料の入金、消し込み処理などは上水道事業の事務に含まれるため、徴収に係る費用について上水道事業会計へ支出するものでございます。

396・397ページをお願いします。

節28 負担金の公営企業会計システム負担金につきましては、公営企業会計システムをクラウド設備で使用するための負担金でございます。

目3 流域下水道管理運営費負担金につきましては、酒匂川流域下水道の維持管理に係る負担金でございます。令和8年度は前年度対比1,541万1,000円の増

としてございます。

目4減価償却費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のための留保資金となるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息につきましては、公共下水道の管渠敷設などの事業に対する企業債利息119件分の償還金でございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料収入など課税売上げから施設整備費等経費など課税仕入れを控除して算出した国への納付金でございます。

398・399ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条予算の収支となります。

款3資本的収入、項1・目1ともに企業債につきましては、庶子1号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金に充てるものや、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や特別措置分などの準建設改良債でございます。

項3・目1ともに他会計補助金につきましては、国の示す繰出基準を踏まえた上で交付税措置される元利償還金の所定額に相当する額を一般会計から繰り入れるものでございます。

400・401ページをお願いします。支出でございます。

款4資本的支出、項1建設改良費、目1管路建設改良費、節22工事請負費につきましては、主に庶子1号マンホールポンプ更新工事に係るものでございます。

目2流域下水道建設費負担金につきましては、送泥管築造工事や焼却炉建設工事が主な工事でございます。

項2・目1ともに企業債償還金につきましては、企業債元金108件分の償還金でございます。

なお、384ページから390ページにキャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、402ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧

いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番 北 村 こちらもあれですね、営業収支の収益的収支ですよね、こちらを見るとマイナスとなっております。多分いずれ切迫すると思うんですけども、今後どのように考えているのか、その辺りをですね、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

環境上下水道課長 お答えいたします。こちらもですね、先ほどの寄簡易水道事業と同様にですね、令和6年度より企業会計化されまして、留保資金もほぼなくですね、企業会計の初年度より運転資金が足りず借入れする状況であること。またですね、今後、流域下水道の維持管理負担金もですね、増加する見込みが県から示されておりますことを踏まえ、適正な使用料設定等を早急に検証する必要があるものと考えております。

以上です。

1 番 北 村 もう具体的に何かスケジュールとかがあってあるんですか。お願いします。

環境上下水道課長 具体的なスケジュールということなんですが、今年ですね、下水道事業の中でですね、先ほどお伝えしたとおり経営戦略というシミュレーションのようなものの方針を考えておりまして、こちらはまずデータベースをですね、きちんとそろえた上で、その後、審議会に係る費用も今回計上させていただいております。恐らくですね、水道のほうがある程度少しめどが立って、それから下水道という形にはなるかと思うんですけど、下半期以降にはですね、そちらのほうにも着手していきたいなと今現状では考えておるところです。

以上です。

1 番 北 村 住民生活に直結するところだと思いますので、動きがあり次第ですね、ちょっと情報をいただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかに。

4 番 中 津 川 今、北村委員のほうからお話があったんですけど、その関係でですね、流域  
下水道の管理運営費負担金、これが1,500万円ほどここで増額になっているん  
ですが、その県の負担金の増えた要因というのはいかなるような要因があるのか教  
えてください。

環境上下水道課長 質問にお答えいたします。主な要因としまして労務費単価の上昇がございま  
す。こちら県の流域下水道のほうに外部に発注している委託料などがですね、  
その分増えてきておりまして、そこが主な要因となっております。

4 番 中 津 川 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し採決を行います。

議案第22号「令和8年度松田町下水道事業会計予算」について、原案のと  
おり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。